

法令および定款第 15 条の定めに基づき
ホームページに掲載した報告事項に関する添付書類

- ・ 事業報告
（V. 会社の体制および方針
 2. 会社の支配に関する基本方針）
- ・ 連結計算書類の連結注記表
- ・ 計算書類の個別注記表

第 120 期（平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで）

事 業 報 告

V. 会社の体制および方針

2. 会社の支配に関する基本方針

旭化成株式会社

V. 会社の体制および方針

2. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、取締役会において、会社の支配に関する基本方針について次のとおり決定しています。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的などからみて企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容などについて検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との協議・交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が今後持続的に企業価値を向上させていくためには、多彩な技術を持ち、多様な市場において多面的な事業モデルを展開する多角化企業として、それらのシナジー（相乗効果）を活かし、挑戦的風土やブランド力をさらに活用・強化していくことが必要不可欠です。当社株式の大量取得を行う者が、当社グループの財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記の基本方針の実現、すなわち当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための特別な取組みとして、次の施策を実施しています。

① 「中期経営計画」による取組み

当社は、現在、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間にわたる中期経営計画「**Growth Action - 2010**」の目標達成に向けて取り組んでいます。「**Growth Action - 2010**」では、グローバル型事業の拡大・新事業創出と国内型事業の高度化・サービス化を成長戦略の柱とし、安定成長・基盤事業の強化を図りながら、高成長追求事業に対して経営資源を集中的に投入して徹底した強化・拡大

を図っています。

②コーポレート・ガバナンスの強化による取組み

当社は、継続的かつ持続的な企業価値向上を図るため、コーポレート・ガバナンスを確立することが重要と考えています。経営の「透明性の向上」「公正性の確保」「意思決定の迅速化」を図るため、平成15年10月に持株会社制に移行し、同時に執行役員制を導入するとともに、取締役の定員および人数を大幅に削減しました。また、取締役の任期も1年に短縮しました。これらにより、事業の執行権限と責任を明確化する一方で、経営監督機能の強化を図りました。

また、経営全般に対する当社取締役会の諮問機関として、経営諮問委員会を設置し、社外有識者による助言・提言を通じた経営の公正性の向上も図っています。

平成19年6月には、社外取締役を2名選任し、さらに平成20年6月には社外取締役を1名増員し、取締役会の経営監督機能を強化しました。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年6月開催の定時株主総会の承認を得て、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）を導入しました。

本プランの具体的内容は、以下のとおりです。なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ（<http://www.asahi-kasei.co.jp>）に掲載されている平成20年4月23日付当社プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」をご参照下さい。

①本プランの目的

本プランは、当社株式の大量取得が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することなどを通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

②対象となる買付等

本プランは、当社株式の保有割合が20%以上となる買付等がなされる場合を適用対象とします。

③買付者に対する情報提供の要求と独立委員会による勧告・検討

本プランでは、買付等を行う買付者に対して、事前に買付説明書などの提出を求め、社外取締役などから構成される独立委員会において、買付者に求めた情報が提出されてから原則として最長90日（最大30日まで延長可能）の期間内に、買付等の内容の検討、買付者と当社取締役会の経営計画等の比較検討、当社取締役会の代替案の検討、直接または間接に買付者との協議・交渉などを行います。独立委員会は、買付者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合、買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合など所定の要件に該当しその実施が相当であると判断した場合には、当社取締役会に対し、本プランに従った新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行い、所定の要件に該当しない場合または該当しても実施が相当でないと判断した場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

④新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施（買付者による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された本新株予約権を、全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てること）または不実施を決議します。ただし、当社取締役会は、買付者が本プランに従っており、当社の企業価値または株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合で、株主総会の開催が実務上可能である場合には、原則として、株主総会を招集し本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認する予定です。こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

⑤新株予約権の当社による取得と当社株式の交付

本新株予約権の無償割当ては、当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で行われます。当社は、本新株予約権に付された取得条項により、買付者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき当社株式1株を交付することができます。

⑥本プランの有効期間・廃止

本プランの有効期間は3年とし、継続する場合は3年ごとに株主総会の承認を求めます。有効期間中であっても、当社株主総会または取締役会において本プランの廃止決議が行われた場合は、本プランはその時点で廃止されます。

(4) 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

①当該各取組みが基本方針に沿うものであること

上記(2)に記載した中期経営計画をはじめとする企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

また、本プランは、当社株式等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

②当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、本プランは、以下の理由により、当社株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと考えています。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した指針の定める三原則を充足しています。

2) 株主意思の重視

本プランは、平成20年6月開催の定時株主総会の承認を得て導入されました。また、当社取締役会は、原則として、本プランの発動の是非についても、株主総会において株主の皆様の意思を確認することとしており、株主の皆様の意思を重視しています。

3) 独立委員会による判断の重視と情報開示

本プランの発動などの運用に際しての実質的な判断は、独立委員会により行われることとされています。また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

5) 第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、独立した第三者の助言を受けることができ、その判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

第 120 期（平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで）

連結計算書類の連結注記表

旭化成株式会社

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数……………101社
- ・主要な連結子会社の名称……………旭化成ケミカルズ㈱、旭化成ホームズ㈱、旭化成ファーマ㈱、旭化成クラレメディカル㈱、旭化成メディカル㈱、旭化成せんい㈱、旭化成エレクトロニクス㈱、旭化成イーマテリアルズ㈱、旭化成建材㈱ 等

なお、当連結会計年度より、連結計算書類に与える影響が重要となってきた持分法適用の非連結子会社2社、持分法を適用していない非連結子会社5社を連結子会社としている。

また、連結子会社による連結子会社の吸収合併により2社、株式を持分法適用関連会社へ売却したことにより1社及び清算により1社を連結子会社から除外している。

(2) 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称……………旭化成メタルズ㈱
旭化成ジオテック㈱ 等
- ・連結の範囲から除いた理由……………非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産・売上高・当期純損益（持分相当額）及び、利益剰余金（持分相当額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外している。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社または関連会社数……………49社
- ・主要な非連結子会社の名称……………旭化成メタルズ㈱
旭化成ジオテック㈱ 等
- ・主要な関連会社の名称……………旭有機材工業㈱ 等

(2) 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称……………旭化成管理（上海）有限公司 等
- ・主要な関連会社の名称……………南陽化成㈱ 等
- ・持分法を適用しない理由……………持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。

なお、当連結会計年度より、連結計算書類の持分法による投資損益に与える影響が重要になってきた非連結子会社1社及び関連会社1社、株式を持分法適用関連会社へ売却した連結子会社1社及び新たに設立した子会社1社を持分法適用会社としている。

また、連結計算書類に与える影響が重要となってきた持分法適用の非連結子会社2社、清算により非連結子会社1社及び関連会社1社を持分法適用会社から除外している。

- (3) 持分法適用手続に関する特記事項……………持分法適用会社のうち、事業年度の末日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用している。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、東西石油化学㈱、Asahi Kasei Plastics Singapore Pte.Ltd.、Asahikasei Plastics (America) Inc.、旭化成精細化工（南通）有限公司、旭化成分離膜装置（杭州）有限公司、旭化成医療機器（杭州）有限公司、Asahi Kasei Bioprocess, Inc.、Asahi Kasei Spandex America, Inc.、Asahi Kasei Spandex Europe GmbH、杭州旭化成アンロン有限公司、旭化成香港有限公司、杭州旭化成紡織有限公司、Thai Asahi Kasei Spandex Co., Ltd.、旭化成電子材料（蘇州）有限公司等30社の事業年度の末日は、平成22年12月31日である。

連結計算書類の作成に当たっては、当該事業年度に係る財務諸表を基礎としているが、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結計算書類上、必要な調整が行われている。

また、旭化成エヌエスエネルギー㈱の決算日は、6月30日である。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で仮決算を行った財務諸表を基礎としている。

なお、㈱キューアサは、当事業年度より、決算日を3月31日に変更したため、会計期間は平成22年3月1日から平成23年3月31日までの13ヶ月間となっている。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの……主として移動平均法による原価法

② 棚卸資産……主として総平均法による原価法（収益性低下による簿価切下げの方法により算定）

③ デリバティブ……時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……建物は主として定額法、建物以外は主として定率法

② 無形固定資産（リース資産を除く）……ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法 その他の無形固定資産は定額法

③ リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかわるリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

② 修繕引当金

設備の修繕に伴う費用の支出に備えるため、その見込額のうち当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。

③ 製品保証引当金

将来の製品保証費用の支出に備えるため、過去の補償工事費用発生実績に基づき計上しているほか、軒裏天井仕様不備に対する特別改修工事費用に必要な金額を計上している。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法によりそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理し、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理している。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社と一部の連結子会社は内規に基づく必要額を計上している。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については、工事完成基準を適用している。なお、工事進行基準を適用する工事の連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっている。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社等の資産及び負債は期末決算日の直物為替相場により、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めている。

②重要なヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用している。

なお、金利スワップにおいては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭債権債務
金利通貨スワップ	支払利息
金利スワップ	支払利息

ヘッジ方針

当社及び一部の連結子会社においては、デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、為替レートの変動リスク及び金利変動リスクを回避することを目的とする。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略している。

③消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

④連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

5. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却については、その効果の及ぶ合理的な期間で均等償却を行っている。ただし、重要性のないものについては一括償却している。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更)

1. 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号)を適用している。

なお、この変更による連結計算書類に与える影響はない。

2. 資産除去債務に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号)を適用している。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、営業利益、経常利益への影響は軽微であり、税金等調整前当期純利益は1,738百万円減少している。

3. 企業結合に関する会計基準等の適用

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)を適用している。

なお、連結子会社の資産及び負債の評価については、従来、部分時価評価法を採用していたが、上記のとおり、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号)を適用し、当連結会計年度より全面時価評価法に変更している。この変更による連結計算書類に与える影響は軽微である。

4. 表示方法の変更

(連結損益計算書関係)

(1) 営業外費用の「訴訟関連費用」を区分掲記した。

(2) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号)の適用により、当連結会計年度から「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示している。

(追加情報)

当社の子会社である旭化成ファーマ(株)は、Cotherix社を買収したActelion社等に対してファスジルの実施許諾契約の履行における不法行為に基づき、損害賠償を求める訴訟を提起中であり、その訴訟進行に要する費用1,908百万円を連結損益計算書上、営業外費用に訴訟関連費用として記載しています。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	341百万円
機械装置及び運搬具	12百万円
有形固定資産のその他	0百万円
合計	353百万円

なお、上記のほか、投資有価証券87百万円を取引保証金として取引先に差し入れている。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	109百万円
長期借入金	423百万円
合計	531百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物	231,474百万円
機械装置及び運搬具	1,047,912百万円
その他	108,370百万円
合計	1,387,756百万円

3. 偶発債務

(1) 保証債務	31,592百万円
(うち共同保証による実質他社負担額)	4,298百万円
(2) 保証予約	760百万円
(3) 経営指導念書等	15,311百万円
(4) 受取手形割引高	37百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当連結会計期間 増加株式数 (千株)	当連結会計期間 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式	1,402,616	—	—	1,402,616
普通株式	1,402,616	—	—	1,402,616
自己株式	4,228	230	37	4,421
普通株式(注)1、2	4,228	230	37	4,421

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加230千株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少37千株は、単元未満株式の売渡しによる減少である。

2. 当該連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 平成22年5月10日開催の取締役会において、次のとおり決議している。

普通株式の配当に関する事項	
(イ) 配当金の総額	6,992百万円
(ロ) 1株当たり配当額	5.00円
(ハ) 基準日	平成22年3月31日
(ニ) 効力発生日	平成22年6月7日

(2) 平成22年11月2日開催の取締役会において、次のとおり決議している。

普通株式の配当に関する事項	
(イ) 配当金の総額	6,992百万円
(ロ) 1株当たり配当額	5.00円
(ハ) 基準日	平成22年9月30日
(ニ) 効力発生日	平成22年12月1日

3. 当該連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末日後となるもの
平成23年5月11日開催の取締役会において、次のとおり決議する予定である。

普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	8,389百万円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	6.00円
(ニ) 基準日	平成23年3月31日
(ホ) 効力発生日	平成23年6月7日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に設備投資計画から必要な長期資金については銀行借入、生保借入及び社債発行等で調達している。剰余資金の一部は安全性の高い金融資産に限定して運用し、短期的な運転資金については銀行借入及びコマーシャル・ペーパー等で調達している。デリバティブは主に為替及び金利の変動リスクに晒されている資産・負債に係るリスクを軽減することを目的として利用しており、投機目的の取引はない。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、当社グループの事業は多岐に亘っており、特定の顧客に営業債権が過度に集中することはないが、グループ各社において、取引先ごとの信用状況を把握、管理する体制にしている。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されているが、主に取引先等の政策保有を目的とする企業の株式であり、定期的に時価を評価し、発行体の財務状況を把握している。

営業債務である支払手形及び買掛金は、概ね1年以内の支払期日である。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されているが、このうち長期のものについては、支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用している。

営業債権及び営業債務には円貨建て以外のものがあり、為替の変動リスクに晒されている。当社グループは短期的な為替の変動による影響を最小限にとどめるため、原則として原債権、原債務の範囲内でデリバティブ取引（為替予約取引）によるヘッジを行っている。

デリバティブ取引は取引金融機関の信用リスクに晒されているが、定期的なモニタリングにより、信用状況の検証をしている。また、当該取引に関する取引権限、取引手続、取引限度等を定めた社内規程に則り、執行管理している。

借入金は流動性リスクに晒されているが、当社は当社グループの資金計画から必要な手元資金水準を定め、適時、資金繰計画を作成・更新するとともに、取引金融機関とコミットメントライン契約を締結し、当該リスクを管理している。

住宅事業の債権証券化取引は住宅ローン実行から住宅ローン債権の証券化実行までの金利変動リスクに晒されているが、当該リスクを軽減するためにデリバティブ取引（金利スワップ取引）を行っている。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもある。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	140,319	140,319	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金	273,414 △1,028		
	272,386	272,386	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	116	116	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	93,921	93,921	—
(5) 長期貸付金 貸倒引当金	5,860 △11		
	5,849	6,249	400
(6) 支払手形及び買掛金	(136,407)	(136,407)	—
(7) 短期借入金	(76,611)	(76,611)	—
(8) コマーシャル・ペーパー	(23,000)	(23,000)	—
(9) 未払法人税等	(24,085)	(24,085)	—
(10) 社債	(25,000)	(25,311)	△311
(11) 長期借入金	(123,493)	(125,156)	△1,663
(12) リース債務	(5,324)	(5,343)	△19
(13) 長期預り保証金	(5,845)	(5,731)	114
(14) デリバティブ取引	(419)	(419)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 有価証券、並びに (4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっている。

(5) 長期貸付金

長期貸付金の連結貸借対照表計上額には、1年内回収予定の長期貸付金を含めて表示している。これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った利率で割り引いて算定する方法によっている。なお、長期貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していると考えられることから、時価は帳簿価額によっている。

(6) 支払手形及び買掛金、(7) 短期借入金、(8) コマーシャル・ペーパー並びに (9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(10) 社債

当社の発行する社債の時価については、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないもので、金利スワップの特例処理の対象となるものは（下記（14）参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規調達を行った場合の利率で割り引いて算定する方法によっている。

(11) 長期借入金

長期借入金の連結貸借対照表計上額には、1年内返済予定の長期借入金（連結貸借対照表では短期借入金に含まれており、その計上額32,278百万円）を含めて表示している。これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った利率で割り引いて算定する方法によっている。なお、変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象となるものは（下記（14）参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った利率で割り引いて算定し、それ以外のもは、短期間で市場金利を反映していると考えられることから、時価は帳簿価額によっている。

(12) リース債務

リース債務の連結貸借対照表計上額は、流動負債のリース債務と固定負債のリース債務の合計額を表示している。これらの時価については、元利金の合計額を、新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定している。

(13) 長期預り保証金

預り保証金の時価については、預り期間が見積もれる場合はその期間で割引計算を行っている。

(14) デリバティブ取引

為替予約の時価については、金融機関から提示された価額等によっている。
金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている社債並びに長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該社債並びに長期借入金の時価に含めて記載している。
（上記（10）、（11）参照）

（注2） 非上場株式（連結貸借対照表計上額 72,652百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「（3）有価証券、並びに（4）投資有価証券」には含めていない。

（注3） 長期借入金のうち、連結貸借対照表計上額 507百万円は、科学技術振興機構からの借入金であり、返済時期が開発成功認定日以降であり未定である。従って、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、注記していない。

（注4） 預り保証金のうち、連結貸借対照表計上額 12,495百万円は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、注記していない。

（1株当たり情報に関する注記）

1株当たり純資産額	474円59銭
1株当たり当期純利益金額	43円11銭

（その他の注記）

1. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上している。

用途	種類	場所	金額
アンモニア製造設備	機械装置 他	岡山県倉敷市	3,154百万円
合成繊維製造設備	機械装置 他	米国オクラホマ州	1,977百万円
樹脂成形品製造設備	機械装置 他	静岡県富士市	708百万円
ベンゼン製造設備	機械装置 他	岡山県倉敷市	651百万円
富士医薬研究設備	機械装置 他	静岡県富士市	330百万円
貸与施設	建物 他	宮崎県延岡市	295百万円
ファインパターン製品製造設備	機械装置 他	宮崎県日向市	79百万円
合成樹脂製造設備	機械装置 他	岡山県倉敷市	52百万円

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分を基礎として製造工程、地域性、投資の意思決定単位等を加味してグルーピングを行っている。遊休資産については個別の資産単位毎に把握している。

アンモニア製造設備、合成繊維製造設備、樹脂成形品製造設備、ベンゼン製造設備、富士医薬研究設備、ファインパターン製品製造設備、合成樹脂製造設備については、収益性が低下したため、貸与施設については、当社が建物等を貸与していた会社が、撤退することが明らかとなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。回収可能価額は、使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローを6%で割り引いて算定している。

なお、アンモニア製造設備、樹脂成形品製造設備、ベンゼン製造設備、富士医薬研究設備については、特別損失の「事業構造改善費用」に含めて表示している。

第 120 期（平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで）

計算書類の個別注記表

旭化成株式会社

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

其他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

……建物は定額法、建物以外は定率法

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

……ソフトウェア (自社利用) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法

……その他の無形固定資産は定額法

(3) リース資産

……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年) による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理し、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年) による定額法により費用処理している。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく必要額を計上している。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

(2) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(会計処理方法の変更)

資産除去債務に関する会計基準の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準18号)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号)を適用している。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、営業利益、経常利益への影響は軽微であり、税金等調整前当期純利益は56百万円減少している。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	31,458 百万円
2. 偶発債務	
(1)保証債務	15,600 百万円
(うち共同保証による実質他社負担額)	(685 百万円)
(うち被再保証金額)	(12,880 百万円)
(2)経営指導念書等	15,311 百万円
(うち被再保証金額)	(309 百万円)
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
(1)短期金銭債権	217,280 百万円
(2)長期金銭債権	79,646 百万円
(3)短期金銭債務	16,073 百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
(1)営業収益	29,009 百万円
営業費用	8,916 百万円
(2)営業取引以外の取引による取引高	4,158 百万円

なお、当社は、各関係会社に対して受託事務費用として、それぞれの費用項目の性質に応じて、各関係会社の利用割合に基づき、その実費額(合計29,180百万円)を配賦している。

2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上している。

用途	種類	場所	金額(百万円)
貸与施設	建物 他	宮崎県延岡市	295

当社は持株会社として、グループ戦略の立案・決定、グループ経営のモニタリング機能を果たすとともに、グループ会社への土地の賃貸や各種共通サービスの提供を行っており、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を1つの資産グループとしている。また、遊休資産については個別の資産単位毎に把握している。

当事業年度においては、将来利用見込のなくなった建物等につき、簿価相当額を減損損失として特別損失に計上している。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当該事業年度の末日における自己株式の総数

普通株式	4,420,688株
------	------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

税務上繰越欠損金	7,854 百万円
退職給付引当金超過額	5,018 百万円
固定資産処分損	1,711 百万円
固定資産減損損失	1,414 百万円
関係会社株式評価下げ	1,027 百万円
投資有価証券評価下げ	393 百万円
未払賞与	418 百万円
その他	993 百万円
繰延税金資産小計	18,828 百万円
評価性引当額	△10,512 百万円
繰延税金資産合計	8,316 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額	△16,690 百万円
固定資産圧縮積立金	△7,913 百万円
特別償却準備金	△79 百万円
その他	△105 百万円
繰延税金負債合計	△24,787 百万円

繰延税金資産（負債）の純額

△16,471 百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
車両及び運搬具	7	5	1
工具、器具及び備品	5	4	2
合計	12	9	3

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い場合、支払利子込み法により算定している。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1 年内	2 百万円
1 年超	1 百万円
合計	3 百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い場合、支払利子込み法により算定している。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

支払リース料	4 百万円
減価償却費相当額	4 百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はない。

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	勘定科目	期末残高 (百万円)
子会社	旭化成ケミカルズ㈱	所有 直接 100.0%	土地建物の賃貸等	土地建物賃貸収入 (注1)	4,146	未収入金	362
	旭化成ホームズ㈱	所有 直接 100.0%	固定資産の売却	土地売却代金 (注2)	1,269	未収入金	1,237
	旭ファイナンス㈱	所有 直接 100.0%	資金貸付	貸付金利収入 (注3)	2,182	流動資産その他	30
				資金貸付 (注4)	1,824	関係会社短期貸付金	148,866
					△2,744	関係会社長期貸付金	79,646
関連会社	A J S ㈱	所有 直接 49.0%	システム保守契約 締結等	システム保守料等 (注5)	3,720	未払費用	330

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれる。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 土地賃貸料は、各土地毎に相続税評価額に適正な利用率率を乗じた金額とし、建物賃貸料は、各建物毎の実費相当額を基に算出した金額としている。

(注2) 土地売却価格は、不動産鑑定士による評価額を勘案して合理的に決定している。

(注3) 旭ファイナンス㈱への貸付金利は、個別契約毎に市場金利を勘案して合理的に決定している。

(注4) 旭ファイナンス㈱への貸付金は、グループファイナンス業務のための必要資金貸付であり、返済期間は個別契約に基づき合理的な期間を定めている。

(注5) 価格その他の取引条件は、各取引毎に、市場実勢を参考に価格交渉の上で決定している。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 273円89銭

1株当たり当期純利益金額 11円22銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項なし。